

上天草暮らしプチ体験事業業務委託仕様書

1 業務名

上天草暮らしプチ体験事業業務委託

2 目的

本市への移住をより推進するためには、地方の生活に関心のある都市部の人材を本市に呼び込み、上天草ならではの暮らしや地域の魅力を体感してもらうことにより、関係人口を増やし、移住につなげていくことが重要である。

このため、本業務においては、移住を検討する場合に大きな課題となる「仕事」を中心に、観光、暮らし、地域交流等を組み合わせた体験プログラムを構築、展開し、関係人口を増加させ、移住につなげていくために実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務内容

気軽に上天草市で働き、報酬をもらいながら、軽負担で上天草ならではの体験（観光、暮らし、地元との交流等）ができるプログラムを展開するために、受託者は、以下の業務を行うこと。なお、業務の実施に当たっては、適宜、上天草市企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）の了承を得て進めることとする。

（1） 体験プログラムの受入事業者の開拓

本市ならではの仕事を体験できる、また、交流等の受入ができる事業者や団体（以下「受入事業者等」という。）の募集を行うこと。募集に当たっては、本事業の趣旨を十分に理解してもらえよう工夫を行い、チラシ等の資料を作成した上で行うこと。

【受入事業者等の数】

10者程度。地域や業種等のバランスを考慮して選定すること。

（2） 体験プログラムの設計及び参加者の募集、マッチング

記「4（1）」で募集した受入事業者やその他関係機関とともに体験プログラムを設計し、参加者の募集及びマッチングを行うこと。マッチングの際には、参加希望者とプログラム内容にイメージの齟齬がないようにすること。

ア 設計プログラム数

10プログラム程度（地域や業種等のバランスを考慮すること。）

イ 参加者人数目標

合計20人以上（目安としては10プログラムそれぞれ2人程度を想定）

ウ プログラム実施日数

1 回当たり 1 週間から 1 か月程度とする。

エ 参加者のターゲット層

居住地：天草地域外の都市部

年代：20 歳代から 40 歳代をメインターゲット

性別：問わない（女性が参加しやすいことが望ましい。）

（ただし、受入事業者等が雇用の求人マッチングを行う場合は、求職者の年齢制限及び在住地の制限ができないことを鑑み、上記条件は目安とする。）

（３） 参加者の滞在中の余暇に関する設計

ターゲット層のニーズに応じた余暇の過ごし方（飲食、観光、体験など）を主管課、受入事業者等、その他関係機関と連携、協議しながら設計すること。

（４） 参加者の宿泊場所や移動手段の情報提供

主管課、受入事業者等、その他関係機関と連携し、参加者が滞在期間中に滞在（宿泊）することができる場所及び市内での移動手段の情報を取得・整理し、参加者へ提供又は提案すること。

（５） 体験プログラムの周知・参加者の募集活動

体験プログラムの周知や参加者の募集について、ターゲット層に広く広報できるような媒体、手法を提案し実施すること。また、受託者は、本市の移住交流ポータルサイトや移住イベントでも周知できるよう、チラシ（データ含む）を作成すること。

参加申込みがあったものについては、受託者は申込み受付を行い、申込情報を適切に管理し、申込者に対して必要な連絡を適宜行うこと。

（６） 参加者の滞在中のフォロー

受託者は、参加者が滞在している期間、参加初日の打合せや仕事体験のフォロー、観光・交流のナビゲート、トラブル発生時の対応等、参加者が円滑に体験プログラムを実施できるようフォローすること。

（７） 参加者の交通費補助

参加者の交通費負担を可能な限り軽減するため、参加者に対して 20,000 円を上限として補助すること。

（８） 緊急時の対応

滞在中に天災、事故、疾病等の事態が発生した場合は、参加者の安否確認や安全確保等対応を適時適切に行うこと。また、保険への加入手続きなど滞在に必要な措置を適切に講じること。

（９） 事前打合せ、進行管理

事業実施に当たっての主管課、受入事業者等、その他関係団体との打合せや、事業の進捗状況を確認するための打合せを適宜設定すること。打合せ実施に係る調整は、受託者が行うこと。

事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

（10） アンケートの実施

今後の移住施策の検討の参考とするため、受託者は、参加者、受入事業者等に対して、本事業に対する感想・意見（良かった点、改善点など）や、本市での仕事や暮らしに関するアンケートを行うものとする。アンケート項目は、事前に主管課と調整すること。

(11) 移住相談窓口との連携

本市の移住相談窓口である移住コーディネーター及び熊本県の移住相談窓口（東京窓口、大阪窓口、福岡窓口、熊本窓口）と連携しながら、関係人口化や移住の後押しとなるようなアプローチに参加者へ行うこと。連携に当たっては、参加者についての必要な情報を共有すること。

5 納入成果物

(1) 成果物

業務完了後速やかに、記「4」に記載した業務の実績がわかる実績報告書を電子データ形式にて提出すること。

(2) 納入先

主管課

6 検査

完了検査は、納入成果物により実施する。

7 特記事項

(1) 秘密の保持等

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、主管課の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

(2) 権利義務の譲渡等

主管課の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。

(3) 再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ主管課の承諾を受けること。

なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

(4) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

8 その他

- (1) 本業務に係る成果物の権利は、上天草市に帰属するものとする。
- (2) 委託期間中及び委託期間の終了後において、上天草市が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
- (3) 記「4」を勘案した業務スケジュール（工程表）を、契約を締結した日の翌日から起算して、14日以内に作成し提出することとし、併せて、事業概要（事業内容及び担当者等がわかるもの。）、実施体制台帳（関係団体の役割及び連絡体制がわかるもの。）及びその他業務に関して必要と認める書類を提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、延滞なく上天草市及び受託者が協議し解決する。